

修正液、修正テープ、消えるボールペンが使用されている場合は再作成

### 高等学校等奨学金返還猶予申請書

令和 ○年 ○月 ○日

愛知県知事殿

県から送付された貸与決定通知書に記載された、5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No\_\_\_\_\_」)を転記してください。

決定番号 00000  
〒**456-0000**  
住所 名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇  
三の丸荘 西棟 △△△号

氏名(自署) 奨学 太郎

携帯電話 (090) 1111 - 〇〇〇〇  
自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

愛知県高等学校等奨学金貸与条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の返還を猶予してください。

「奨学生基本情報」-「貸与情報」の貸与総額を記入してください。

記 すでに一部返還している金額があれば、その金額を記入してください。

貸与を受けた奨学金の総額	648,000・・・①	円
返還(免除を受けた)	0・・・②	円
返還する	648,000・・・①-②	円
猶予を受けようとする期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	

上記「貸与を受けた奨学金の総額」①から「返還済額」②を引いた金額を記入してください。

該当する猶予事由にレ印を付けてください。

- 大学・専門学校等に在学(在学猶予)**
  - ・提出期日 4月末日 ・猶予期間 4月1日から翌年3月31日まで
  - ・添付書類 在学証明書(原本、当年4月に発行されたもの。学生証の写しでは受け付けない。)
  - ・学校名 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 年(回生)

マイナンバーが記載されたものは使用できません。

- 災害・疾病・負傷により返還が困難**
  - ・提出期日 随時 ・猶予期間 理由が継続する間(1年以内)
  - ・添付書類 り災証明書又は診断書

該当する□にレ印を付ける

- 所得連動返還猶予**  
(貸与時に低所得等の世帯に該当し、前年の本人の収入が200万円以下)
  - ・提出期日 8月末日 ・猶予期間 10月1日から翌年9月30日まで
  - ・添付書類 市区町村が発行する本人の課税証明書等(原本、当年度分)

(提出先) 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県教育委員会高等学校教育課 奨学グループ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
毎年度申請が必要ですので、この様式をコピーして使用してください。